

第4章 資金収支の見通し

第2章「廃棄物処理施設の運転」および第3章「廃棄物処理の管理運営」における事業費を集計し、さらに分担金などの一般財源および事業の特定財源を集計することにより、令和6年度から令和16年度までの収支バランスと「廃棄物処理施設整備基金」の残高を求めた。

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業は、工事期間11年を予定しており、一般的な建設事業と比べて長期にわたる。これにより、資金収支の特徴として、工事期間中の財政負担は自ずと平準化される一方、後年度の公債費償還期間において財政負担が集中する。第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の公債費のピークは、令和21年度から令和25年度頃と想定され、この時期には、通常の運営にかかる一般財源約45億円に加えて、公債費約50億円の償還が必要となる。

【歳入における条件設定】

- ①第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等にかかる財源を確保するため、令和6年度の分担金を50億円とし、令和7年度から令和11年度までの分担金を段階的に増額、令和11年度以降の分担金を定額とし、基金の積み増しを行う。特に、令和9年度以降は、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の着手に伴って資金需要が高まる見込みである。令和12年度までに予定している財政計画の見直しでは、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の進捗を踏まえて分担金の見直しが必要である。
- ②財産収入として、電力売払代金、基金積立金利子などを計上した。
- ③令和7年度以降の繰越金は、前年度歳出の物件費・補助費等の3%および維持補修費・普通建設事業費の5%の合計額とした。

【資金収支と予算】

資金収支では、現金の移動を伴う収入および支出を集計対象とするため、予算における次の項目は対象外となる。(歳入)基金繰入金、(歳出)基金積立金、予備費。

堆肥化施設建設事業については再検討する方針としたため、これに関連する事業費および特定財源(P22に参考掲載。)を対象外とした。

表4. 1. 1 歳入

(単位：百万円、百万未満四捨五入)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1 分担金及び負担金	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
2 使用料及び手数料	1,406	1,346	1,346	1,356	1,346	1,336	1,336	1,336	1,326	1,326	1,366
3 国庫支出金	8	31	15	268	1,344	1,332	1,164	1,169	1,164	1,294	1,342
4 財産収入	1,120	781	791	791	781	781	521	411	341	791	691
5 繰越金	30	17	204	185	270	588	576	536	523	515	560
6 諸収入	3	241	316	3	3	3	3	3	3	3	3
7 組合債	47	190	97	1,077	5,309	5,271	4,640	4,611	4,643	5,135	5,368
合計	7,615	8,106	8,769	10,181	16,053	16,711	15,641	15,467	15,400	16,465	16,730

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

表4. 1. 2 歳出

(単位：百万円、百万未満四捨五入)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1 人件費	583	594	594	594	594	594	594	594	594	594	594
2 物件費	2,378	2,602	2,517	3,029	2,806	2,976	3,949	3,820	3,525	3,128	3,011
3 維持補修費	2,089	2,398	2,016	2,336	2,409	2,218	1,798	1,616	1,572	1,882	2,015
4 扶助費	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 補助費等	84	89	91	242	246	242	245	237	230	321	315
6 普通建設事業費	222	533	523	1,600	7,887	7,830	6,892	6,871	6,892	7,643	7,982
7 公債費	1,280	1,355	1,343	1,339	1,260	1,138	1,281	1,262	1,618	1,900	2,294
合計	6,640	7,576	7,088	9,144	15,206	15,003	14,763	14,405	14,435	15,472	16,216

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

【基金】

廃棄物処理施設整備基金を活用し、構成市町の財政負担の平準化を図るとともに、実際の設備の使用期間に即した財政負担とすることで世代間の公平性を確保しながら健全な財政運営を維持していく。

このため基金残高は、令和16年度に180億円程度となる見込みだが、このうち約25億円は、通常運営時における年度当初資金と緊急修繕対応分として可燃ごみ処理施設の特性を踏まえ常に確保しておかなければならない額である。このほか、工事費の前金や公債費の上半期償還などの支払い準備金として約45億円が必要となる。これらを控除した額が分担金を平準化するための積み増し分であり、令和16年度に最大の110億円程度となる。これは第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等にかかる一般財源所要額約770億円の約14%にあたるが、その後、資金需要が高まり基金の取り崩しを開始する令和17年度以降の10年程度で、基金残高は急激に減少し、令和5年度末より低い水準の30億円程度となる。

なお、本計画において、令和26年度以降に想定される第二工場ごみ処理施設および第二工場汚泥再生処理センターの建替え等の事業費を未反映であるものの、構成市町の財政負担を平準化する観点から、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の公債費償還が低減する時期においてもこのような将来の資金需要を見据えて相応の基金残高を維持する必要がある。基金残高30億円程度では、大規模事業にかかる資金が不足するため、今後の見直しにおいて検討する。将来にわたる組合の大規模事業の見通しについては、第1章「財政計画策定」「資料：今後の大規模事業の見通しと財政計画」のとおり。

表4. 1. 3 廃棄物処理施設整備基金

(単位：百万円、百万未満四捨五入)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
前年度末基金残高	6,445	7,420	7,951	9,632	10,669	11,516	13,224	14,102	15,164	16,129	17,122
単年度収支	975	530	1,682	1,036	847	1,708	878	1,062	965	992	515
年度末基金残高	7,420	7,951	9,632	10,669	11,516	13,224	14,102	15,164	16,129	17,122	17,637

※端数処理の関係上、年度末基金残高が一致しない場合がある。

表4. 1. 4 基金繰入金と基金積立金の推移

(単位：百万円、百万未満四捨五入)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立金	945	500	1,652	1,006	817	1,678	848	1,032	935	962	485

※参考として、予算上の基金繰入金と基金積立金を示す。

※基金繰入金：令和6年度から令和16年度において予算上の財源不足は生じないため計上していない。

※基金積立金：予算上は予備費3千万円を集計に加えるため、表4.1.3の単年度収支とは一致していない。

図4.1.1

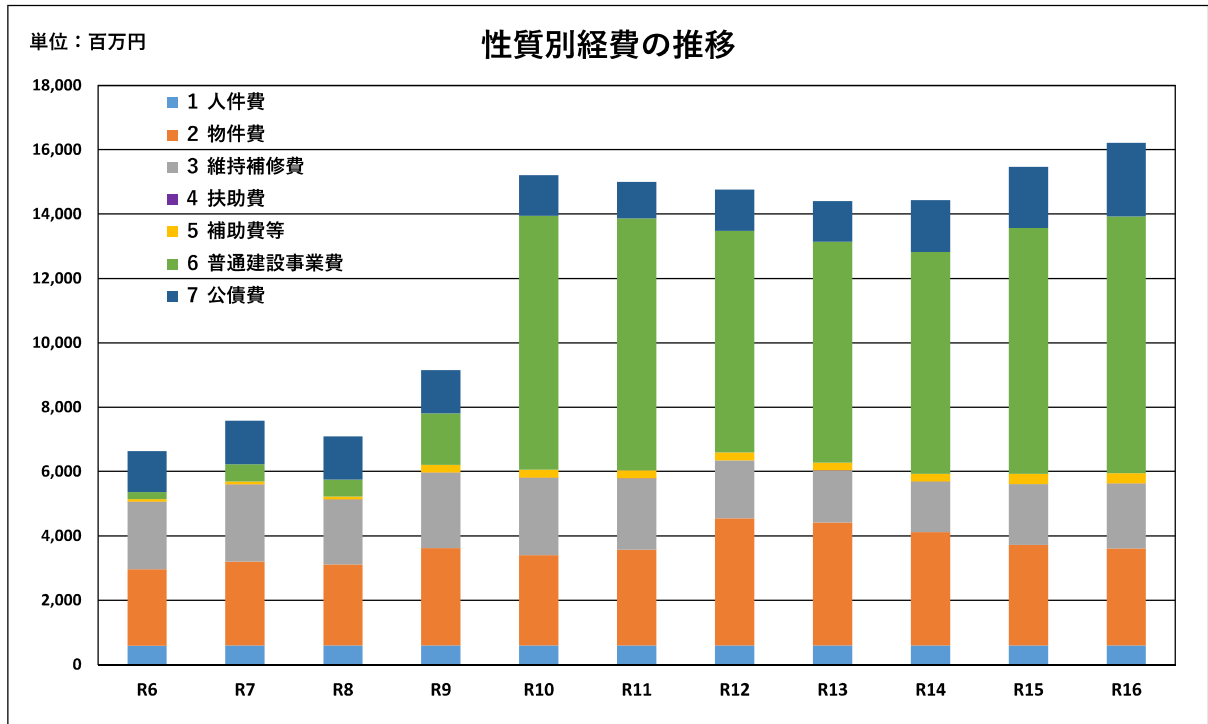
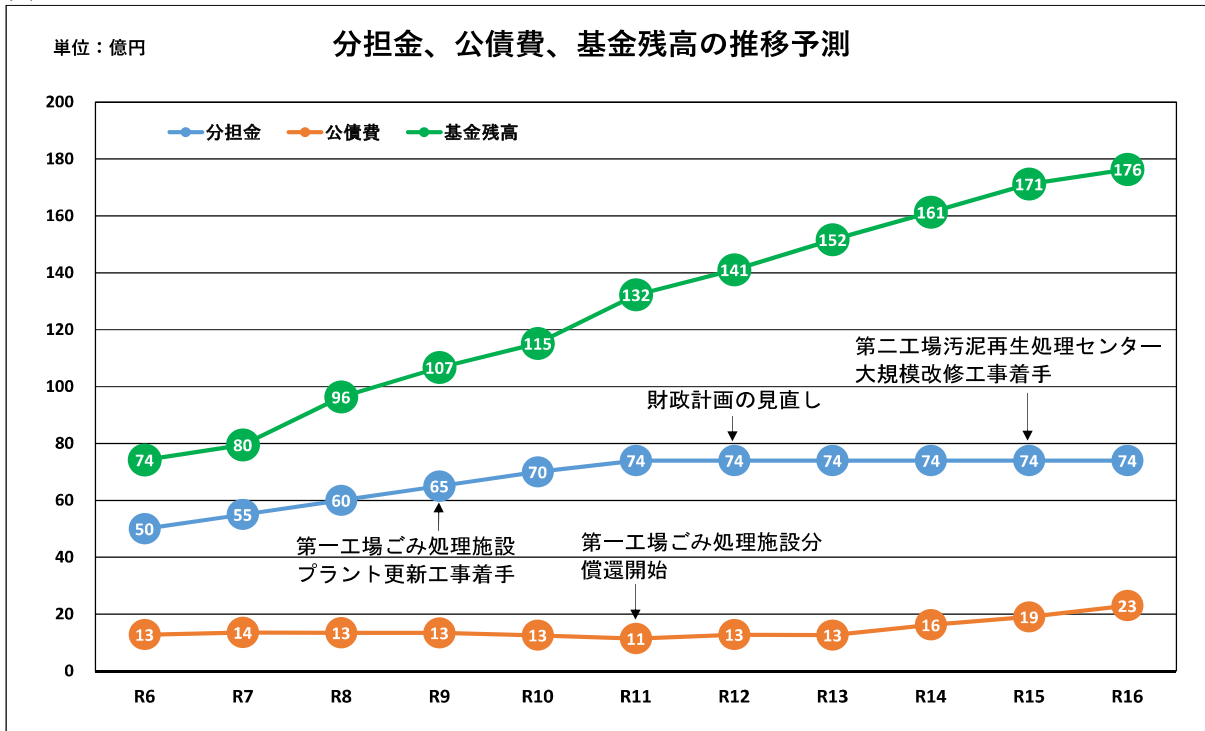


図4.1.2



※基金残高は当該年度末の廃棄物処理施設整備基金の残高を示している。

第5章 まとめ

今回策定した『財政計画 2024』は、組合運営における中長期的な視点から、施策や事業の選択、位置付けを行い、実行に移す際の指針とするとともに、後年度の運営経費および構成市町の財政負担を把握する基礎資料となるものである。

施策および事業の具体的な実施にあたっては、管内住民および議会に十分説明し理解と協力を求めながら、組合と構成市町が一丸となって計画の推進に取り組む必要がある。

ここに示した財政計画の事業を効果的に推進するには、今後の社会情勢や環境政策の変化に即した柔軟な対応と見直しが必要となる。また、本計画に記載した事業においても、事業の規模、実施時期および特定財源などが確定していないものが多く、特に次の課題については今後検討する必要がある。

- ①第一工場ごみ処理施設プラント更新事業は令和 9 年度から工事を予定しており、その費用と財源は現時点の概算事業費に基づいて本計画に反映している。令和 12 年度までに予定している財政計画の見直しでは、具体的な事業費を反映する必要がある。
- ②堆肥化施設建設事業については、事業費の大幅な増額が見込まれるため、ランニングコストを含めた費用対効果や構成市町財政負担への影響を鑑み、再検討する方針としている。
- ③第二工場汚泥再生処理センター大規模改修事業は令和 15 年度から、第二工場ごみ処理施設大規模改修事業は令和 18 年度から工事を予定しているため、令和 10 年度までに費用対効果を踏まえた整備方針を定め、令和 12 年度までに予定している財政計画の見直しでは、具体的な事業費を反映する必要がある。
- ④事業系の一般廃棄物ごみ処理手数料は、現行料金(1 トンあたり 21,000 円)により算定したが、今後のごみ処理経費の推移とともに料金を見直す必要がある。
- ⑤家庭系ごみ有料化およびプラスチックごみ分別収集・再資源化の取り組みについては、管内全域で統一的に実施することを目指し、実施主体である構成市町と連携し東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において検討を進める。

本計画では、確実な収入と予想される経費(運営および建設費)を見込むことにより、分担金の上限額を示すことを目的としているが、以上のように収入・支出に影響を及ぼす不確定要素が多いため、資金収支バランスが計画と相違する可能性がある。

よって、財源を確保し、事業運営を確実に遂行するため、計画の推進状況については構成市町の廃棄物担当部局や財政担当部局と情報を共有しながら毎年点検を行い、財政計画の策定方法および事業の見直しを定期的に行う必要がある。

東埼玉資源環境組合 財政計画 2024

令和 6 年 6 月発行
発行 東埼玉資源環境組合
〒343-0011
埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1
電 話:048-966-0121(代表)
ファックス:048-965-6569
ホームページ:<https://www.reuse.or.jp>
編集 計画課
